

開業・経営承継支援資金

< 経営承継 >

経営承継をしようとする中小企業者の方を支援する融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

区分	経営承継一般型	経営承継支援型	経営承継借換型
融資対象となる方	中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた者	①公益財団法人京都産業21京都中小企業事業継続・創生支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定した者 ②京都府事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定した者 ③事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している者 ④保証協会が取り組む伴走支援を受けて経営承継計画を策定した者	原則、府内で継続して6箇月以上事業を営む中小企業者で、経営承継計画を策定しており、当該計画に実際に着手している者
資金使途	事業用資産の取得資金、議決権株式の取得資金等（認定を受けた事由に係る資金に限る。）	運転資金・設備資金	原則、既存債務の借換資金
融資限度額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 （経営承継借換型の場合は、有担保、無担保を問わず2億8,000万円まで） ただし、経営承継支援型③の場合は、取扱金融機関からの独自融資での借入額まで利用可 ※経営承継一般型の場合は、普通保証とは別枠での利用可 （ただし、保証協会の経営承継関連特別保証及び経営承継準備関連特別保証の利用可能額の範囲内）		
融資期間等	◆10年以内 ※「経営承継借換型」にあつては特に必要と認められた場合は20年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可＞		
融資利率	◆年1.2%（固定金利） ただし、「経営承継支援型」③の場合は取扱金融機関が定める固定金利		◆取扱金融機関が定める所定金利
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない） ※ 経営承継一般型で、中小企業経営承継円滑化法第12条1項1号ハの認定を受けた場合は、連帯保証人は不要		
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行（※1）、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫 （※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可		

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

○都道府県知事の認定申込資格

後継者が既に代表者に就任している会社の場合	後継者が既に当該事業の経営者となっている場合
先代経営者の死亡又は退任に起因する経営承継に伴い、次のいずれかの事由が生じていること ①当該事業者又はその代表者が、議決権株式等又は事業用資産等（相続により分散したもの等）を取得する必要があること ②当該中小企業者の代表者が取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれていること ③代表者の死亡又は退任後3箇月間における売上高等が、前年同期の80%以下に減少することが見込まれる（している）こと ④仕入先（仕入総額の20%以上を占める先に限る）との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと ⑤取引先金融機関（借入金額の割合が20%以上を占めるものに限る）との取引に係る支障が生じたこと ⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決の確定、和解、審判の確定、調停の成立があったこと ア) 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割 イ) 当該代表者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償 ⑦その他諸費用が生じたこと	先代経営者の死亡又は事業譲渡に起因する経営承継に伴い、次のいずれかの事由が生じていること ①当該中小企業者が事業用資産等（相続により分散したもの等）を取得する必要があること ②当該中小企業者が取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること ③先代経営者の死亡又は事業譲渡後3箇月間における売上高等が、前年同期の80%以下に減少することが見込まれる（している）こと ④仕入先（同左）との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと ⑤取引先金融機関（同左）との取引に係る支障が生じたこと ⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決の確定、和解、審判の確定、調停の成立があったこと ア) 事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割 イ) 事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償 ⑦その他諸費用が生じたこと
他の中小企業者から事業の経営を承継しようとする会社及び個人事業主の場合	事業を営んでいない個人が事業を承継しようとする場合
次のいずれかを満たしていること。 ①当該中小企業者の役員又は親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該中小企業者の事業を承継するために他の中小企業者が経営の承継を行うために不可欠な資産の譲受けを行うものであること ②当該中小企業者の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該中小企業者の事業を承継するために他の中小企業者が経営の承継を行うために不可欠な資産の譲受けを行うものであること	次のいずれかを満たしていること。 ①当該事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の役員又は親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠な資産の譲受けを行うものであること ②当該事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠な資産の譲受けを行うものであること

○都道府県知事の認定申請について

◆ 申請書提出、お問い合わせ先

京都府商工労働観光部 中小企業総合支援課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL:075-414-4836

持参又は郵送等にて提出してください。

◆ お近くの各商工会議所・商工会でも支援しています。ぜひ御相談ください。